

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年11月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200823号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300113号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成22年1月1日から同年12月1日に訂正し、同年1月から同年11月までの標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

平成22年1月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年1月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成22年9月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年9月から同年11月までの標準報酬月額については11万8,000円とする。

平成22年9月から同年11月までの標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間(平成22年12月1日から平成23年1月1日までの期間)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年1月1日から平成23年1月1日まで

A社における厚生年金保険の資格喪失年月日が平成22年1月1日となっている。

私は、請求期間においてもA社に継続して勤務しており、平成22年2月分及び同年4月分から同年12月分までの給料台帳では、給料から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 雇用保険の加入記録及びA社の元事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出されたA社における平成22年2月分及び同年4月分から同年12月分までの給料台帳において、厚生年金保険料の控除が確認できる。

さらに、平成22年3月分に係る給料台帳はないものの、同年2月分に係る給料台帳に記載されている厚生年金保険料控除額が、同年4月分に係る給料台帳に記載されている厚生年金保険料控除額と同額であることから、同年3月分の給与においても、厚生年金保険料控除額はその前後の月と同額であったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち平成22年1月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）若しくは請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち平成22年1月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、平成22年1月から同年11月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「喪失届」という。）を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、平成25年8月5日に受付された請求者に係る喪失届によると、元事業主は、請求者の資格喪失年月日を平成22年1月1日とする当該喪失届を年金事務所へ提出し、年金事務所は、遡及する喪失届が提出された場合は、過誤納となった保険料を喪失届提出後に納付されるべき厚生年金保険料に充当する（厚生年金保険料を還付した場合を含む。）ことから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成22年12月1日から平成23年1月1日までの期間については、上述1のとおり、請求者が当該期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求者は平成22年12月1日から平成23年1月1日までの期間に係る給与明細書を保有しておらず、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる同年1月分以降に係る給料台帳はなく、元事業主も厚生年金保険料控除額が確認できる資料を保有しておらず、ほかに請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成22年12月1日から平成23年1月1日までの期間に係る厚生年金保

除料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間のうち、平成22年9月1日から同年12月1日までの期間については、給料台帳により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は11万8,000円であり、上記1の訂正後の標準報酬月額（11万円）を上回っていることが確認できる。

したがって、平成22年9月から同年11月までの標準報酬月額については、給料台帳により確認できる本来の報酬月額から、11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、給料台帳によると、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額（11万8,000円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、上記訂正後の標準報酬月額（11万8,000円）は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額11万円を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300182号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300021号

第1 結論

平成15年7月から平成18年7月までの請求期間及び同年9月から平成19年12月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月から平成18年7月まで
② 平成18年9月から平成19年12月まで

私は、夫(訂正請求記録の対象者)が生前に請求期間①及び②について国民年金保険料の免除申請手続きを行っていた記憶があるが、国の記録では当該期間は国民年金保険料の未納期間となっている。調査の上、当該期間を国民年金保険料の免除期間に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者のオンライン記録において、請求期間①の直前である平成11年2月から平成15年6月までの期間については、国民年金保険料を免除されている期間であることが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②について、訂正請求記録の対象者自身が国民年金保険料の免除申請手続きを行った旨回答しているものの、その時期及び場所は不明である旨、また、訂正請求記録の対象者が当該期間の国民年金保険料の免除申請手続きを行ったことを示す免除申請書の控え又は承認通知書などの関連資料を保有していない旨回答している上、訂正請求記録の対象者は既に亡くなっていることから、当該期間に係る国民年金保険料の免除の申請状況が不明である。

また、請求期間①及び②当時に訂正請求記録の対象者が居住していた住所地を管轄するA年

金事務所は、平成 15 年 7 月から平成 16 年 6 月までの国民年金保険料の免除申請書は廃棄されている旨及び同年 7 月から平成 20 年 6 月までの同申請書の確認を行ったが、訂正請求記録の対象者に係る免除申請書はなかった旨回答している。

さらに、請求期間①の一部期間に訂正請求記録の対象者が居住していた住所地を管轄する B 年金事務所は、平成 17 年 4 月から平成 18 年 6 月までの国民年金保険料の免除申請書の確認を行ったが、訂正請求記録の対象者に係る免除申請書はなかった旨回答している。

加えて、請求期間①及び②において複数回の免除申請が必要となるが、その全てが記録されていなかったとは考え難い。

そのほか、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料はなく、保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。